

**移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス**

**に係るQ&A**

**平成30年5月  
小田原市障がい福祉課**

## 目 次

1 移動支援.....	- 1 -
Q 1 最小単位である 30 分を算定できる提供時間はどれくらいか。 .....	- 1 -
Q 2 入退院時の付き添いとしての利用は可能か。 .....	- 1 -
Q 3 入院中の利用は可能か。 .....	- 1 -
Q 4 支援におけるヘルパー分の交通費、施設入場料、食事代は誰が負担するのか。 ..	- 1 -
Q 5 観劇、映画、コンサート及び冠婚葬祭等において、移動時のみ介助を要し、会場内での 介助が不要な場合、待機時間を算定することはできるか。 .....	- 2 -
Q 6 他事業者、家族、友人及びボランティア等が運転する車にヘルパーが同乗して介護する ことはできるか。 .....	- 2 -
Q 7 利用するにあたって、年齢制限はあるか。 .....	- 2 -
Q 8 通所先や短期入所先から移動支援を利用することは可能か。 .....	- 3 -
Q 9 家族の不在時に子どもを遊びに連れて行ってほしい場合、利用できるか。 .....	- 3 -
Q10 グループホームに入居中でも移動支援を利用できるか。 .....	- 3 -

2 日中一時支援.....	- 4 -
Q 1 利用予定はないが、緊急用として支給決定は可能か。.....	- 4 -
Q 2 支給（利用）単位はどう考えるのか。.....	- 4 -
Q 3 日中活動系サービスの延長として、日中一時支援を利用することはできるか。..	- 5 -
Q 4 放課後等デイサービスの前に日中一時支援を利用することはできるか。.....	- 5 -
Q 5 医療型を支給決定するときの基準はなにか。.....	- 6 -
Q 6 GH入居者は日中一時支援を利用することができるか。.....	- 6 -
3 訪問入浴サービス.....	- 8 -
Q 1 訪問入浴を利用するのに要件はあるのか。.....	- 8 -
Q 2 標準的な支給決定量はどれくらいか。.....	- 8 -
Q 3 生活介護との併給は可能か。.....	- 8 -
Q 4 介護保険サービスの訪問入浴とどちらが優先か。.....	- 8 -

このQ & Aは、平成30年5月時点での考え方をまとめたものであり、今後の制度改正、地域事情及び社会情勢等により変更することがあります。

## 1 移動支援

**Q 1 最小単位である 30 分を算定できる提供時間はどれくらいか。**

A 1 最小単位である 30 分の算定については、20 分以上の提供時間が必要です。

なお、それ以降については時間帯プラス 20 分以上の利用実績がある場合に次の時間帯で算定するものとします。

例) 30 分を請求する場合⇒20 分以上の提供時間が必要

1 時間を請求する場合⇒50 分以上の提供時間が必要

1 時間 30 分を請求する場合⇒1 時間 20 分以上の提供時間が必要

**Q 2 入退院時の付き添いとしての利用は可能か。**

A 2 移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出（※具体的事例については、ガイドライン P 6 を参照）を目的としているので、原則、利用できません。

ただし、家族等が傷病や入院等やむを得ない事情があり、福祉有償運送の利用などを検討してもなお他に代替手段がない場合は、個別に判断いたしますので、障がい福祉課へご相談ください。

**Q 3 入院中の利用は可能か。**

A 3 入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先から外出する場合に利用可能です。

**Q 4 支援におけるヘルパー分の交通費、施設入場料、食事代は誰が負担するのか。**

A 4 市としての規定はありませんので、トラブルを避けるため、利用者と事業所との契約等において利用前に明確にしておくことが望ましいです。なお、社会通念を鑑みた一つの例として、次のような整理例も考えられるのではないのでしょうか。

交通費：利用者がヘルパー分を負担。

入場料：場内で支援を行う必要がある場合は、利用者が負担。

食事代：常識の範囲内でヘルパー自身の分はヘルパーが負担。ただし、必ずしも一緒に食事をする必要はありません。

**Q 5 観劇、映画、コンサート及び冠婚葬祭等において、移動時のみ介助を要し、会場内の介助が不要な場合、待機時間を算定することはできるか。**

A 5 介助を全く要しない単なる待ち時間であれば算定できません。同様に、送迎のみの利用において、迎えまでの待ち時間についても算定できません。

ただし、会場内で介助の必要性があり、かつ、前後左右の席など側に付き添い、いつでも介助できる状態で待機をしている場合は算定することが可能です。

**Q 6 他事業者、家族、友人及びボランティア等が運転する車にヘルパーが同乗して介護することはできるか。**

A 6 徒歩又は公共交通機関を利用することが原則です。

他事業者、家族、友人、ボランティア等による運転は、交通事故や車内事故等が生じた場合の責任の所在があいまいになる等の問題があり、好ましくありません。

やむを得ず行う場合は、万一に備え、同乗する者で協議し、責任の所在を明確にしたうえで利用することが望ましいです。

**Q 7 利用するにあたって、年齢制限はあるか。**

A 7 移動支援は障がい児者に対する外出支援を目的としており、年齢制限は設けていません。

ただし、障がいの有無に関わらず単独で児童の外出が見込まれない外出（※1）、保護者が連れて行くべきである児童の外出（※2）については、移動支援の対象となりません。

※1 例えば、小学校低学年の児童について、単独で行くことが想定されない冠婚葬祭やショッピングなど

※2 例えば、年齢による入場制限の設けられている施設（映画館、プール等）において、単独での利用が可能な年齢に達していない場合

## 移動支援 Q & A

Q 8 通所先や短期入所先から移動支援を利用することは可能か。

A 8 原則、移動支援の起点・終点は自宅となりますので、通所先等を起点として利用することはできません。

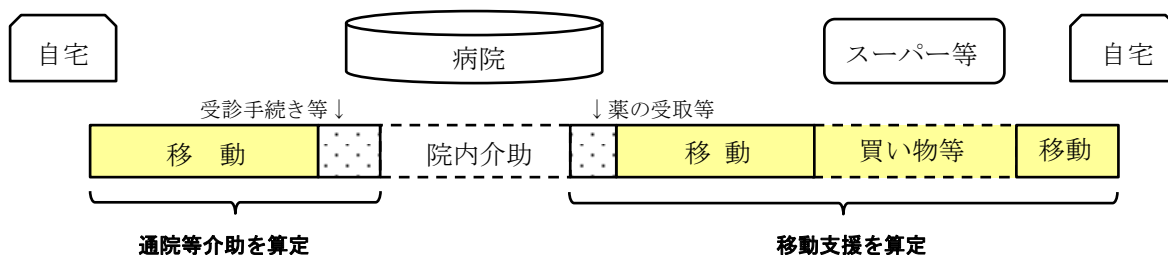
ただし、次の場合については、自宅以外を起点等とすることができます。

- (1) 利用者の障がい特性を鑑み、自宅以外を起点等とする必要性を市が認めた場合  
(例 1 参照)
- (2) 通院の帰りについて、詳細な聞き取りの結果、利用目的が移動支援として適当であり、経路等に合理性があると市が認めた場合 (例 2 参照)

### 例 1) 利用者の障がい特性

- ・障がい特性により、家族と一緒になければ自宅を出ることが出来ない利用者について、家族が自宅近くのヘルパーとの待ち合わせ場所へ送っていき、そこを起点とするケース

### 例 2) 通院帰りの事例



Q 9 家族の不在時に子どもを遊びに連れて行ってほしい場合、利用できるか。

A 9 支援の必要性が障がいに起因している事由ではなく、子育てのニーズと判断されるため、移動支援を利用することはできません。

また、障がい者の場合も同様であり、移動支援はあくまで本人の外出支援ですので、家族不在時の預かりやレスパイトを目的として利用はできません。

Q 10 グループホームに入居中でも移動支援を利用できるか。

A 10 移動支援として認められる外出の範囲での利用は可能です。ただし、普段の買い物など日常生活に必要な支援の一環と判断される場合は、グループホームが対応すべきものですので、移動支援を利用することはできません。

## 2 日中一時支援

Q 1 利用予定はないが、緊急用として支給決定は可能か。

A 1 利用者本人や保護者等の状況を勘案し、必要と判断した場合は緊急用として3日／月を支給決定いたします。

Q 2 支給（利用）単位はどう考えるのか。

A 2 ひと月につき1日単位で3日／月のような形で支給決定をします。1回あたりの利用単位と日数換算は次のとおりです。

4時間未満・・・・・・・・・・0.25日

4時間以上8時間未満・・・・0.5日

8時間以上・・・・・・・・・・0.75日

### 【計算例】

(1) 平日に日中活動系サービスの延長として、4時間未満を3日／週、利用する場合。

$$0.25 \times 3 \times 5 = 3.75 \text{日}$$

(4H未満) (3日/週) (5週)

⇒小数点未満を切り上げ、4日／月で支給決定します。

(2) 家族の就労のため、毎週土曜日に4時間以上8時間未満を利用する場合。

$$0.5 \times 1 \times 5 = 2.5 \text{日}$$

(4H~8H) (1日/週) (5週)

⇒小数点未満を切り上げ、3日／月で支給決定します。

**Q 3 日中活動系サービスの延長として、日中一時支援を利用することはできるか。**

A 3 報酬が1日単位である生活介護、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス（休業日に行う場合）などの日中活動系サービス及び障害児通所支援については、サービスの利用が終了した後も、保護者の就労等により見守りが必要となる場合、当該サービスの6時間を超える部分において、日中一時支援を利用できます。

また、放課後等デイサービス（授業終了後に行う場合）については、サービスの利用が終了した後も、保護者の就労等により見守りが必要となる場合、当該サービスの4時間を超える部分又は18時以降の時間帯において、日中一時支援を利用できます。

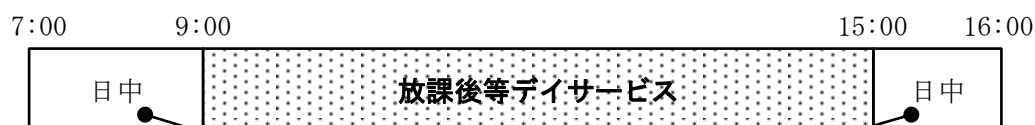
なお、日中活動系サービス及び障害児通所支援の提供時間内に、当該事業所の指導訓練室等で日中一時支援を提供したり、当該従業者が日中一時支援の利用者に支援を行うことはできません。

**Q 4 放課後等デイサービスの前に日中一時支援を利用することはできるか。**

A 4 学校の授業終了後、放課後等デイサービス（授業終了後に行う場合）の前に日中一時支援を利用することはできません。

夏休み等の長期休み期間において、保護者の出勤の都合等により放課後等デイサービス（休業日に行う場合）の開始前に見守りなどの支援が必要な場合については、利用することができます。また、延長としての日中一時支援と併用ができますが、同一事業所の場合は、開始前と延長の日中一時支援の時間を通算して算定します。

例) 長期休みにおいて、保護者の就労のため朝7時から日中一時支援を利用した後、放課後等デイサービスを利用し、さらに延長として日中一時支援を利用した場合



時間は通算して算定

○ 7:00～ 9:00 }  
15:00～16:00 } 通算して3時間⇒4時間未満×1回の請求

✕ 7:00～ 9:00⇒4時間未満×1回 }  
15:00～16:00⇒4時間未満×1回 } 4時間未満×2回の請求



**Q 5 医療型を支給決定するときの基準はなにか。**

A 5 医療型を支給決定については、短期入所（医療型）の要件を準用します。

具体的な対象者は次のとおりです。

(1) 18歳以上の利用者は次のア及びイのいずれかに該当すること。

ア 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

イ 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者又はこれに相当する者

(2) 重症心身障害児又はこれに相当する児童

なお、重症心身障害児者に相当する者・児童とは、次のア及びイのいずれにも該当していることを要件とします。

ア 肢体1級又は2級の身体障害者手帳を所持している児者

イ A1又はA2の療育手帳を所持している児者

**Q 6 GH入居者は日中一時支援を利用することができるか。**

A 6 日中一時支援は、施設等で障がい児者の日中活動を提供し、見守りや介護、訓練等を実施することで、障がい児者の家族の就労支援や一時的な休息を確保することを目的としたサービスです。

障がい者の介護を常時行っており、就労支援や一時的な休息の確保が必要な家族や介護者が想定されないGH入居者については、原則、日中一時支援の利用はできません。

ただし、次に掲げる日中一時支援の利用形態のうち、(3)日中サービス代替型としての利用については、本人の状態、生活状況等を勘案し認める場合があります。

◆日中一時支援の利用形態

(1) 一般型

ア 介護者の通院や冠婚葬祭等の特別な理由がある場合

イ 介護者のレスパイトを目的とした場合

(2) 延長利用型

ア 通所先での日中活動サービスの営業時間外に、介護者の就労等の理由により、引き続き障がい児者の見守りが必要となる場合

## 日中一時支援Q & A

### (3) 日中サービス代替型

- ア 本人が就労中など、訓練等給付による通所が認められない障がい者について、休日に施設における見守りや生活支援を必要とする場合

### 3 訪問入浴サービス

**Q 1 訪問入浴を利用するのに要件はあるのか。**

A 1 次の（1）から（3）のいずれにも該当する必要があります。

（1）次に掲げる障がい要件のいずれかに該当すること。

- ・身体障がい児者（身体障害者手帳1級又は2級）
- ・知的障がい児者（療育手帳A1又はA2）
- ・精神障がい児者（精神障害者保健福祉手帳1級又は障害年金1級）
- ・難病をお持ちの方

（2）入浴に際し介助を必要とし、かつ、居宅以外での入浴が困難であること。

（3）医師の診断により、訪問入浴サービスを利用することが可能であると認められていること。（診断書の提出が必要です。）

**Q 2 標準的な支給決定量はどれくらいか。**

A 2 標準的な支給決定量は週1回とし、5回／月の支給決定となります。

ただし、特別な事情により、訪問入浴サービス以外に障がい児者の身体の清潔保持や心身機能の維持を図る支援策がないと認められる場合に限り、標準的な日数を超えての支給決定を認めます。

**Q 3 生活介護との併給は可能か。**

A 3 生活介護により施設で入浴介助が受けられる場合は、原則として訪問入浴サービスの支給対象外となります。

**Q 4 介護保険サービスの訪問入浴とどちらが優先か。**

A 4 介護保険制度対象者は、介護保険サービスによる訪問入浴が優先となります。ただし、生活保護受給中の介護保険二号被保険者を除きます。

## 改定履歴

平成 29 年 4 月版

初版作成

平成 30 年 5 月版

移動支援 Q 8 を改定

日中一時支援 Q 6 を追加

訪問入浴 Q 1 の誤りを修正